

南島原市

一般不妊^{および}生殖補助医療費 不妊治療費 助成のお知らせ

助成対象は、市内に住所を有し、助成の対象となる治療の開始日において次の要件を全て満たす夫婦です。

- ・夫婦の双方または一方が市内に1年以上住所を有していること
- ・治療等を開始する妻の年齢が、満43歳未満であること
- ・夫婦とも市税を滞納していないこと
- ・医療保険各法の規定に基づく被保険者もしくは組合員または被扶養者であること

◆一般不妊・不妊治療

【助成内容】

医師が必要と認める不妊・不妊の検査や治療にかかる費用（保険診療外も含む）

【助成額】

1人10万円／年度を限度とし、助成開始年度から通算3年度（妻の年齢が満43歳に達する年度まで）

【自己負担】

1万円／年度

【申請方法】

検査及び治療を受けた日の属する年度の3月まで（ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日まで、2月までである場合は翌年度の5月末日まで、3月までである場合は翌年度の6月末日まで）に申請書に関係書類を添えてごども未来課・各支所に申請してください。

【申請書類】

- ・助成申請書(様式第1号)
- ・医療機関受診等証明書(様式第2号)
- ・夫婦であること及び本市に住所を有することが確認できる書類(住民票など)
- ・領収書の原本
- ・納税証明書(市税)
- ・その他（通帳など振り込み先がわかるもの）

◆生殖補助医療

【助成内容】

体外受精や顕微授精・胚移植などの生殖補助医療にかかる治療、男性不妊治療にかかる費用（保険診療外も含む）

【助成額】

1回の治療につき本人負担額(*)1人10万円を上限
*保険適用後高額療養制度に該当する場合は、高額療養費の助成額を控除した額

*長崎県が実施する助成事業に該当する場合は、助成額を控除した額

【自己負担】 1万円／回

【回数・申請方法】

治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで治療を終了または中止した日の翌日から1年を経過するまでに、申請書に関係書類を添えてごども未来課・各支所に申請してください。

【申請書類】

- ・助成申請書(様式第1号)
- ・医療機関受診等証明書(様式第2号)
- ・夫婦であること及び本市に住所を有することが確認できる書類(住民票など)
- ・領収書の原本
- ・納税証明書(市税)
- ・その他（通帳・県助成決定通知書(該当者のみ)など）

申請時に必要となる書類等は、各支所・ごども未来課窓口で配布 または南島原市ホームページからもダウンロードできます。

《お問合わせ》 南島原市 福祉保健部 ごども未来課（南有馬庁舎）

[TEL] 0957-73-6652

[URL] <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>